

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
第3回日本政府報告審査に関する社会権規約委員会からの質問事項に対する
日本政府回答（仮訳）

2013年1月

I. 一般的情報

問1. 法律や政策の策定における人権影響評価の制度の導入は困難であるという政府の説明に留意し、政府は法律及び政策が規約の義務を遵守することを確保するためいかなる方法をとっているのか説明願いたい。

（答）

憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国政府は当然の事ながら規約上の義務の遵守を前提に国内法を制定し政策を実施している。

具体的には、政府は、本規約の締結にあたり、他の国際約束の締結の場合と同様に、規約上の義務の履行が国内法の規定により担保されていることを十分に精査しており、またこれら国内法が改正される際にも、当該改正が規約上の義務との関係において問題を生じないことをその都度確認している。

これら国内法が適切に遵守されているかについては、当該法律を所管する部局等により適切にフォローされている。

更に、我が国としては、条約体による政府報告審査に積極的に参加することを通じ、我が国の法律や政策が規約の義務を遵守しているかについて外部の見解を聴取する機会を設けることとしている。

第2条2：非差別

問2. 政府による法制度が、規約第2条2で規定されている経済的、社会的及び文化的権利の享受における差別を禁止しているか示されたい。政府による法制度が間接差別に関する規定も含んでいるか示されたい。また、性別、性的指向及び性同一性障害に基づく差別的な法律の規定を修正・除去するためにとられている工程を示されたい。

(答)

法の下での平等は、一般原則を定めた憲法第14条の規定に従い国内法令の下でも保障されている。特に男女の平等原則を規定したものとして、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする男女共同参画社会基本法、労働者の性別による差別を禁じた男女雇用機会均等法が施行されている。その他、教育の機会均等を定めた教育基本法が施行されている。

また、個別の規定の中で法の下での平等が保障されている法律としては、職員に適用される基準として平等取扱の原則を定めた国家公務員法第27条及び地方公務員法第13条、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをすることを禁じている地方自治法第244条第3項、労働条件について労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とした差別的取扱いを禁じた労働基準法第3条及び男女同一賃金を定めた同第4条、労働組合の規約に人種、宗教、性別、門地又は身分により組合員の資格を奪われなことを規定することを定めた労働組合法第5条第2項、生活保護の無差別平等の受給を定めた生活保護法第2条等がある。

我が国の第3回政府報告において述べているとおり、男女間の雇用の分野における間接差別については、2006年に男女雇用機会均等法を改正した際、法的に整備し、「労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること」、「コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること」、「労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること」の3つの措置を業務遂行上の必要などの合理的な理由なく講じることが間接差別に当たり男女雇用機会均等法違反となるものとして厚生労働省令に定めているところである。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律は、性同一性障害者が受

ける社会的な不利益を軽減させることを目的として制定され、2004年7月に施行されたが、制定当初の条文では、親子関係の秩序の混乱防止、子の福祉への配慮の観点から、戸籍上の性別変更に必要な要件として「現に子がないこと」と規定していた。

しかし、子が成年に達している場合には、親子関係への影響や子の福祉の観点からの要請がそれほど強く求められるものではないと考えられたため、2008年の改正では、その要件が、「現に未成年の子がないこと」に緩和された。

また、従来、公営住宅については、公営住宅法に基づく公営住宅の入居者資格として同居親族を有することを要件としてきたところであるが、同居親族要件については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（2012年4月1日施行）により、国としては、地方公共団体の判断により入居者資格を設けることを出来るよう措置している。

問3. 経済的及び社会的権利の享受においてアイヌの人々が直面している事実上の差別に対処するためにとられている施策を示されたい。また、2002年の特別措置法の実施後に部落の人々が直面している未だ残る不利益に対処するためにとられている施策を示されたい。さらに、これらの集団の状況の改善を監視するために設置されているメカニズムについての情報を提供願いたい。

(答)

北海道庁は、「北海道アイヌ生活実態調査」の結果等を踏まえ、1974年以来、6次にわたり、北海道におけるアイヌの生活向上に向けた対策を講じている。2009年からの現在のプログラムでは、生活の安定、教育の充実、雇用の安定、産業の振興、民間団体の活動の促進等の施策を総合的に推進し、アイヌの人々の生活水準の向上とアイヌ以外の人々との格差の是正を図っている。例えば、進学状況等の格差を克服するため、高等学校及び大学に修学する者に対する入学支度金及び修学資金の助成・貸付等を行い、進学を奨励している。

政府は、北海道庁が進めている上記施策に協力し、これを円滑に推進するため、北海道アイヌ生活向上関連施策関係省庁連絡会議を設置し、関係行政機関の緊密な連携の下、北海道アイヌ生活向上関連施策事業関係予算の充実に努めている。

(参考) 北海道アイヌ生活実態調査結果の概要(2006年調査)

2006年時点で、北海道には23,782人(8,274世帯)のアイヌが居住。生活保護率は、1979年の6.9%から3.8%まで改善され、大学の進学率についても、1979年の8.8%から17.4%へ改善されているものの、一般国民との比較ではなお格差がある状況。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくし、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、新聞による広報、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っている。また、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告を行っている。

また、法務省の人権擁護機関では、人権擁護委員や法務局の職員が、常設・特設の人権相談所において人権に関する相談に応じている。人権相談等で、アイヌの人々に対する差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、必要

に応じて人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、行為者に対し人権尊重思想の啓発を行うとともに、人権侵害に当たる行為の排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じている。

政府は、同和問題の早期解決を図るため、1969年以来33年間、三度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を積極的に推進してきた。その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善された（2002年3月29日付総務大臣談話）。なお、同特別措置法は2002年3月末日に失効し、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了した。

他方で、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案は依然として存在しており、現在、同和問題については、各般の一般対策によつて的確に対応していくものとされている。

法務省の人権擁護機関では、従来から、「部落差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や座談会の開催、広報誌等による広報、啓発冊子の配布を行うなど、同和問題を含む人権課題に関する啓発活動を実施している。

また、同和問題に関する事案を含むあらゆる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。

そして、法務省の人権擁護機関は、毎年、人権侵犯事件数を公表し、国民に人権状況を周知している。

なお、同和問題に関する人権侵犯事件数は、以下のとおりである。

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
同和問題に関する 人権侵犯事件数(開始件数)	171	175	157	150	137

問4. 障害者対策に関する長期戦略や公共職業安定所であるハローワークといった政府による施策が、どの程度教育や雇用へのアクセスといった障害者に対する差別を除去し、等価値労働に対する公正な賃金や平等な報酬の権利を保護しているのか示されたい。また、2004年の改正障害者基本法が障害者に対する合理的配慮や障害に基づく差別の否定を規定しているか示されたい。

(答)

第3回政府報告にて言及したハローワークにおける障害者の能力や適性等に応じたきめ細かな職業指導等により、2011年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は約6万件と過去最高となっている。また、2012年6月1日現在の民間企業における雇用障害者数は38万2千人と過去最高となっているなど、障害者の雇用は着実に進展している。

なお、労働基準法等労働関係法令は、障害者であると否とを問わず適用されるものであるので、労働基準監督機関としては、障害者の法定労働条件の履行確保に取り組んでいる。

	ハローワークを通じた障害者の就職件数
2009年度	45,257件
2010年度	52,931件
2011年度	59,367件

(各年6月1日現在)	民間企業(従業員56人以上)における雇用障害者数
2009年	332,811.5人
2010年	342,973.5人
2011年	366,199人
2012年	382,363.5人

障害者基本法については、2004年の改正において、障害に基づく差別の否定を規定した。また、2011年の改正において、障害者権利条約に規定する合理的配慮の理念を反映させた条文を追加した。

(参考) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)抄

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することそ

の他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3条：男女の権利平等

問5. 政府報告パラグラフ181において提供された数値で説明されているように、労働市場における女性の不利益に対処するために取られている対策の達成状況の遅さを考慮して、「女性の参画加速プログラム」や第2次男女共同参画基本計画といった施策が、どの程度官民の雇用における女性の進出を促進し、女性のパートタイム雇用の割合を減少させ、男女の賃金格差を縮小させるのか示されたい。また、男女雇用機会均等法における差別に関する判例の情報を提供願いたい。

(答)

2005年に閣議決定した男女共同参画基本計画（第2次）では、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合について、2010年度に30%程度という目標を設定し取り組んだ結果、2005年度21.5%から2009年度には30.6%と上昇している。

また、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との目標の設定及び「女性の参画加速プログラム」の策定により、「指導的地位」に女性が占める割合は各分野において徐々に増加している。例えば、企業における役職別管理職に占める女性の割合を2005年と2009年で比較すると、部長相当職では2.8%から4.9%、課長相当職では5.1%から7.2%、係長相当職では10.4%から13.8%に増加している。

これらを踏まえ、2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画では、ゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入し、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合（2015年度末30%程度）、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合（2015年度末5%程度）、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合（2015年10%程度）等の目標を定め、目標達成に向けた取組を進めているところ。

女性の雇用に占めるパートタイム労働者の割合については、2011年では、44.1%（岩手県、宮城県及び福島県を除く。）となっている。

パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方で、男性に比べ女性のパートタイム労働者などの非正規雇用の割合が高い現状においては、男女間の賃金格差の一因になっているという問題もある。そのため、パートタイム労働者などの非正規雇用の雇用環境の整備に向けた一層の取組が必要である。パ

ートタイム労働者については、パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法に基づき、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図っている。

男女間賃金格差は2005年には65.9、2009年には69.8、2011年には70.6となっている（男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値）。

男女間の賃金格差の生成に大きく影響しているのが、男女間の職階格差や勤続年数格差であると考えられることから、第3次男女共同参画基本計画でポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を2014年までに40%超とする目標を設けている。これを踏まえ、ポジティブ・アクションの実践を促進することにより、企業で女性が能力を最大限発揮できるような雇用管理を進めるとともに、仕事と家庭の両立支援を行うことにより、女性が働き続けやすい職場環境を整備する取組を進めている。

また、男女雇用機会均等法における差別に関する判例については以下のとおり。

○ 東京地裁判決 2002年2月20日

男女雇用機会均等法で、男女の差別的取扱いの禁止が使用者の法的義務となった後も、男女のコース別雇用管理制度を維持することは、男女雇用機会均等法第6条に違反するとともに、公序に反して違法とされた事例。

○ 名古屋地裁判決 2004年12月22日

男女雇用機会均等法で、男女の差別的取扱いの禁止が使用者の法的義務となった後も、男女のコース別雇用管理制度を維持することは、配置及び昇進について、女性であることを理由として男性と差別的取扱いをするものであるとして、男女雇用機会均等法第6条に違反するとともに、公序に反し違法とされた事例。

問6. 家庭及び社会における女性の役割に関し、負の固定的性別役割分担意識及び固定的な態度に取り組むために取られている施策を委員会に情報提供願いたい。

(答)

2011年度に、男性の意識改革への基盤醸成のため、男性の地域や家庭への参画等につながる身近なテーマに基づく「男性にとっての男女共同シンポジウム」を開催した。また、固定的性別役割分担意識の実態やそれらが男性の日常生活における意識・活動にもたらす影響等、男性に関する総合的な調査研究を実施するとともに、男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組を支援するため、地域社会でいきいきと活躍する男性の事例を幅広く収集し、事例集として取りまとめた。

また、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域などにおいて、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図っている。

<主な取組>

○教育関係者が固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう以下の取組を行っている。

・学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じて、男女共同参画の重要性などについての指導が充実されるよう、新学習指導要領の一層の周知・徹底。

・男女共同参画を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進。

・地域における男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、持続可能な組織の在り方や、第3次男女共同参画基本計画を実現するための施策・事業の在り方を学ぶ、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施。

○固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を行っている。

・男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のリーフレットの作

成・配布等を通じた、男女共同参画社会の形成に資する情報の普及。

・男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”」（<http://winet.nwec.jp/>）により、調査研究の成果や収集した資料・情報等を公開。

問7. 「慰安婦」のように女性の搾取が被害者の経済的、社会的及び文化的権利の享有に及ぼす持続的な影響に対処するために取られている救済上及び教育上の措置について情報提供願いたい。特に、被害者の精神的及び物質的利益を満足させるために取られている施策を提供願いたい。

(答)

そもそも、本規約は、我が国が規約を締結（1979年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を規約の履行状況の審査の場において取り上げることは適切ではない。

その上で申し上げれば、日本政府としては、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識しており、これまで機会あるごとに、慰安婦の方々への内閣総理大臣の手紙の発出や内閣官房長官談話（1993年）等で心からお詫びと反省の気持ちを表明してきた。

我が国は、関係国との間でサンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約等を締結し、それらに従って賠償の支払い等を誠実に行ってきた。このように先の大戦に関する請求権等の問題については、これら条約等の当事国との間においては、法的に解決されている。しかしながら、慰安婦問題は多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、日本政府は、日本が心からのお詫びと反省の気持ちを元慰安婦の方々に表明することが適当であると判断した。アジア女性基金（AWF）は、1995年に設立され、政府による約48億円の支援を受けながら元慰安婦の方に医療・福祉支援事業や、日本国民の募金を原資とした計約6億円の「償い金」を直接届ける等の支援を行った。慰安婦問題の事実関係やアジア女性基金の活動については、アジア女性基金のホームページ（<http://www.awf.or.jp>）などにおいて具体的に公表している。慰安婦問題に関する資料については、アジア歴史センターのホームページ（<http://www.jacar.go.jp>）でも一部閲覧が可能である。

同基金は、2007年3月末をもって解散したが、日本政府としては、同基金の事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう今後とも最大限努力していく考えであり、同基金の事業のフォローアップを引き続き行っていく。

Ⅱ. 規約の各規定に関する事項（第6条～第15条）

第6条：労働の権利

問8. 世界的な経済危機における失業に対処するために政府がとっている措置を示されたい。また、右に関し、政府が雇用保険計画及び失業者に提供されているサービスの更なる調整をしているか示されたい。

（答）

世界的な経済危機の影響で、日本の雇用情勢も急激に悪化したことを受けて、日本政府は、時宜に応じた経済対策や予算編成等による緊急の雇用対策を講じてきた。

具体的には、日本政府は、①雇用の維持・生活安定、②雇用創出、③マッチングの3点を柱として様々な施策を推進しており、直近の主な取り組みは以下の通りである。

① 雇用の維持・生活安定

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業等させた場合に、その手当等の一部を助成する雇用調整助成金について、2008年以降、要件緩和を行ったことで、ピーク時には月平均177万人（2009年度）を対象に支援を行うことで、多くの雇用を維持及び失業を予防することに成功した。

また、雇用保険については、雇用保険法の改正により、解雇・倒産・雇止めによる離職者について、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を講じる、早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の給付率を引き上げるなど、非正規労働者に対するセーフティーネット機能や離職者に対する再就職支援機能強化等を行っている。

② 雇用創出

日本政府が今後重点的に支援することとしている環境・エネルギー分野や農林業、少子高齢化を背景に今後労働需要が伸びる介護・医療分野などの分野において新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施する「重点分野雇用創造事業」を創設。2009年度に1500億円、2010年度には2000億円予算措置し2010年度までに8.1万人の雇用を生み出した。

さらに、雇用増加数に応じた法人税額の税額控除を行うことで、成長分野に新たな雇用の創出を支援する雇用促進税制等の創設を行っている。

③ マッチング

ハローワークでは、人員を増員し、求職者の希望に応じた早期の就職が実現するよう、これまでの職業経験や希望する職務等個々の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施してきた。また、求職者の希望や労働市場の状況を踏まえつつ、求職者の能力や適性に応じた職業訓練へのマッチングを行ってきた。

2009年7月からは雇用情勢の悪化に伴い、雇用保険を受給できない求職者について、職業訓練の受講と一定の条件を満たす場合の給付その他の就職支援を実施している（時限措置の「緊急人材育成支援事業」として実施。その後、2011年10月に「求職者支援制度」の創設により、恒久化。）。

さらに、日本では、若年者層は、高校や大学に在籍しているうちから就職活動を開始し、卒業すると同時に正規労働者として一括採用されることが一般的であり、この慣行が日本の若年者層の低失業率の要因の1つとなってきたが、急激な景気後退によりこの機会を逃すと正規労働者としての就職が困難になるといった状況が見られるため、特に新卒者の就職支援強化や未内定者への集中支援を行った。具体的には、全47都道府県に新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置したほか、高卒者、大卒者の個々のニーズに応じた就職相談、職業紹介等を行う専門相談員を倍増するなどの措置を講じ、ニーズが高い中小企業へのマッチングを強化した。これにより、2010～2011年度に81万人が新卒応援ハローワークを利用し、22万3千人が専門相談員の支援により就職が決定した。

これらの施策の効果等により、昨年春の東日本大震災等の影響を受けつつも、日本の現在の雇用情勢は、失業率4.4%（2012年5月。直近の最高値：5.5%（2003年4月））にまで改善してきたところである。

問9. 短期契約及び任期付契約の労働者の増加を考慮し、当該労働者の、不当に雇用が奪われないこと、等価値労働に対する平等な賃金、社会保障といった権利の効果的な保護に及ぼす、取られている施策の影響についての情報を提供願いたい。また、不安定な雇用契約及び連続する短期契約の乱用を防ぐために取られている施策の影響について示されたい。

(答)

有期契約労働者については、雇用の不安定さ、待遇の格差、職業能力形成の不十分さ等が課題となってきた。

こうした課題に対応するため、政府としては、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みの導入や、不合理な労働条件の禁止等を内容とする労働契約法の一部を改正する法律案を国会に提出し、2012年8月に成立した。

政府としては、この法律により、労働者の雇用の安定、公正な待遇が確保され、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現に資するものと考えている。

2011年4月から、有期契約労働者等の雇用管理の改善を図るため、正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に転換者を出した事業主や、正社員と共通の評価・資格制度で、労働者の職務又は職能に応じた区分を設け、その区分に応じた基本給、賞与などを定めた処遇制度を導入し、実際に制度を適用した事業主に対して、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給している。

日本は、急速な少子高齢化や、短期契約及び任期付契約の労働者等のいわゆる非正規雇用者の増加による雇用基盤の変化、家族形態や地域の変化など、社会や経済の状況が大きく変化する中で、社会保障の必要な機能の充実を図るとともに、制度の持続可能性を維持するため、社会保障・税一体改革を推進しているところである。

この改革の中で、非正規労働者に多い短時間勤務を行う労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大などを行うこととしている。

第7条：公正かつ良好な労働条件の権利

問10. 2006年の労働時間等設定改善指針や2007年の仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定といった施策が、労働時間の短縮や、休暇の取得、男女間の家庭の義務の平等な分担に及ぼす影響に関する情報を提供願いたい。

(答)

労働時間等設定改善指針は、事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる事項を掲げている。その中で、事業主が講ずべき一般的な措置として、所定外労働の削減が含まれており、事業主等へ労働時間短縮の取組を促すものとなっている。また、労使の自主的な取組を支援するため、事業主に対し、助成金の支給及びコンサルタントによる相談指導を行っている。

政府としては、これらの施策を活用することにより、労働時間の短縮に資するものと考えている。

また、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（2007年策定、2010年改定）に基づき、数値目標を設定し、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制や多様な働き方の推進等に係る職場環境整備、男性の家事・育児参画の促進等を進めている。

さらに、官民トップ会議の下に設置されている「仕事と生活の調和連携・評価部会」において、「憲章」・「行動指針」に基づく取組の点検・評価を行うとともに、毎年、「仕事と生活の調和レポート」として取りまとめ公表している。

「行動指針」の数値目標について2006年と2010年を比較すると、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は10.8%から9.4%、年次有給休暇取得率は46.6%から48.1%、男性の育児休業取得率は2005年と2010年で比較すると0.50%から1.38%と改善している。

問 1 1. 改正高年齢者雇用安定法の適用が、45歳以上の労働者や高年齢者の雇用へのアクセス、及び、労働条件保護や不当解雇からの保護に及ぼす影響について委員会に情報提供願いたい。

(答)

第3回政府報告で述べているとおり、政府としては、2004年に改正され、2006年から施行されている改正高年齢者雇用安定法において、事業主に対して高年齢者雇用確保措置の導入（①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じること）を義務化したことは、60歳以上の労働者の雇用へのアクセスの改善の一助となったと考えている（2010年の60～64歳就業率は57.1%。施行前の2005年（52.0%）と比べて5.1%上昇）。

労働条件保護については、高年齢者に対しても一般の労働者と同様に労働条件確保にかかる一般ルールが適用されること、不当解雇からの保護については、同法が高年齢者の安定した雇用を確保することを目的とした法令であり、65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入を義務づけていることから、政府としてはネガティブな影響はないと考えている。

問 12. 建設業界等の危険な職種において定率報酬契約で雇用されている人の増加を考慮し、そのような労働者の割合及びそのような労働者の安全かつ健康な労働条件の権利がどのようにして法律面及び運用面で保護されているかに関する情報を提供願いたい。また、労働者災害補償保険が企業主に雇われかつ給料が支払われる労働者にのみ適用される限りにおいて、そのような労働者が利用可能な労働者災害補償保険制度を示されたい。

(答)

ご指摘の「定率報酬契約で雇用されている人」が、労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当する場合は、労働安全衛生法等の適用を受けるものであり、その安全かつ健康な労働条件の権利は労働安全衛生法により保護されている。

労働安全衛生法は、厚生労働省が所管し、各都道府県を管轄する都道府県労働局及びその下部組織である労働基準監督署により事業場への監督指導等を実施、労働安全衛生法の遵守徹底を図っている。

また、労働者災害補償保険制度は、業務上の事由又は通勤による「労働者」の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度である。

ただし、労働基準法第9条に規定する「労働者」以外についても、特にそのような「労働者」に準じて保護することが適当であると認められる方（中小事業主等、一人親方その他の自営業者、特定作業従事者、海外派遣者）については労働者災害補償保険制度へ特別加入することを認めている。

問13. 労働者保護の法律が労働許可を得ていない者を含む外国人も適用対象としていることに留意し、不法移民労働者や、インフォーマル・セクターの労働者並びに国内労働関連法及び社会保障の対象になっていない労働者に関し、公正かつ良好な労働条件を有する権利の違反からの効果的な保護を確保するための施策に関する情報を提供願いたい。

(答)

職業安定法、労働者派遣法及び労働基準法等労働関係法令は、日本国内における労働であれば、日本人であると否とを問わず、また、不法就労であると否とを問わず適用される。

職業安定機関及び労働基準監督機関においては、それぞれの事務所掌の区分に従い、外国人の就労に関するものを含む重大悪質な労働関係法令違反についても情報収集に努めるとともに、これら法違反があった場合には厳正に対処している。

第9条：社会保障の権利

問14. 現在の年金制度の下における持続的な男女間の給付額格差に対処するために行われている施策を示されたい。

(答)

短時間労働者の多くを女性が占める。彼女たちの多くは、被用者でありながら、厚生年金に加入できないため、将来基礎年金のみで報酬比例年金を受け取ることができない。

2012年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、2016年から、これまで厚生年金の適用を受けられなかった一部の短時間労働者に適用を拡大することになる。

同法は、女性を中心とする短時間労働者の将来の年金給付の充実に資するものである。

問15. 年金を受け取る資格がない高齢者の数の増加に対処する施策とともに、そのような高齢者が権利を有する社会的給付に関する情報を提供願いたい。また、高齢者年金が受領者の十分な生活水準を確保するために取られている施策を示されたい。

(答)

現在、保険料納付済期間が25年以上ある高齢者だけが、年金を受け取ることができる。

2011年に成立した国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律により、2012年から3年間に限り、人々は、過去10年間の未納期間について、国民年金の保険料を納付することができるようになる。

また、2012年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、2015年から保険料納付済期間が10年以上ある高齢者が年金を受け取ることができるようになる。この法律によって、現在年金を受け取る資格がない高齢者のうち、およそ20万人が年金を受給できるようになる。

年金を受け取る資格がない高齢者、年金を受給しても十分な生活水準を確保できない高齢者等に対して、利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合には、生活保護法により、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等を行っている。

また、2012年7月に、低所得の年金受給者に対して、年金給付に加えて、一定の福祉的給付を行う法律案を国会に提出した。

第10条：家族、母親及び子どもの保護

問16. 2005年の高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援等に関する法律並びに2008年の Act on Social Welfare Service の施行がどの程度高齢者の虐待の報告や防止を効果的に促進したか示されたい。

(答)

2005年の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行により、虐待発見者の市町村に対する通報義務が定められ、市町村における虐待に係る対応窓口の設置等が進められた結果、高齢者虐待に関する相談・通報件数等は増加しており、これらの通報に対して事実確認を行い、虐待と判断された案件については、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の支援など迅速かつ適切な対応が講じられており、同法施行が、高齢者の虐待の報告や防止に寄与していると考えられる。

※参考データ

①養介護施設従業者等による虐待の相談・通報件数

2006年 273件 2010年 506件

②養護者による虐待の相談・通報件数

2006年 18,390件 2010年 25,315件

出典：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査

また、同法の施行に伴い、高齢者の尊厳の保持の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者権利擁護のための取組を推進することが重要であることから、介護施設従業者に対する研修の実施、地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保及び市民後見人養成研修の実施など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とした国庫補助事業を実施し、高齢者の虐待防止を推進している。

なお、2008年の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(the Long-Term Care Insurance Act and the Action on Social Welfare Service for the Elderly)では、虐待防止に関する法改正が行われていないことを申し添える。

問 17. 政府の人身取引に関する統計情報及び人身取引の被害者に提供された支援に関する情報を提供願いたい。

(答)

日本政府が保護した人身取引の被害者数は、2010年は43人だったが、2011年は45人となった。これまでの傾向として、我が国との経済格差が大きい国の女性が被害に遭う傾向にある。2011年は、フィリピン、タイのほか、インドネシア、日本、台湾の5か国・地域の被害者を保護した。いずれも18歳以上の女性であった。

一方、警察が取り扱った2011年中における人身取引事犯は、検挙件数25件（前年比+6件）、検挙人員33人（同+9人）であった。被疑者の国籍別では、日本人被疑者について、2010年は21人であったのに対し、2011年は24人と増加、タイ人被疑者については、2010年は1人であったのに対し、2011年は7人と増加した。

また、入国管理局では人身取引等の被害者のうち、入管法違反となっていた者について、原則、在留特別許可しているところ、同許可を受けた者は、2010年は6人であったのに対し、2011年は15人と増加した。国籍別の内訳は、2010年はフィリピン4人、タイ1人、中国1人で、2011年はフィリピン9人、タイ6人となっている。

他方、入国管理局が人身取引等の加害者として退去強制した者は、2010年は4人で、2011年は3人であった。国籍別の内訳は、2010年はタイ2人、中国（台湾）1人、インドネシア1人で、2011年は中国（台湾）2人、タイ1人となっている。

我が国は、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引事案の取扱方法のうち被害者の保護に関して、被害者保護のための着眼点及び関係行政機関において講ずべき措置について整理し、あわせて、人身取引対策に携わる関係行政機関、団体等における活動の参考に供するため、2011年7月に「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を取りまとめた。

人身取引被害者への支援については、婦人相談所等による一時保護を実施している。また、より長期的な保護が必要な女性については、婦人保護施設において保護・支援を行うことが可能である。外国人被害者も他の一時保護されている女性と同様の支援を受けることができる。被害者が児童である場合は、必

要に応じて児童相談所と連携して適切な支援の措置を講ずる。

日本は、2012年度予算において、IOM（国際移住機関）へ約27.5万米ドルを計上し、外国人人身取引被害者のうち、帰国を希望する同被害者への帰国支援及び社会復帰支援事業を行った。拠出金は、国内で保護された被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用（職業訓練・医療費等）などにあてられた。なお、2011年度に本支援事業にて支援を受けた外国人人身取引被害者は計35人である。

問18. 両親の結婚状況に拘わらず、日本人父と外国人母との間で日本において生まれた子供の国籍取得に関し取られている手段に関する情報を提供願いたい。また、新法の下で国籍を取得した子どもの数に関する統計情報を提供願いたい。

(答)

日本人父と外国人母との間で日本で生まれた子どもが日本国籍を取得するには、出生、届出及び帰化によるものがある。

出生時に日本国民である父と子どもに法律上の親子関係がある場合（日本人父が子の母と婚姻しており、子に嫡出推定が及ぶ場合又は日本人父から胎児認知がされている場合）には、出生により日本国籍を取得する（国籍法第2条第1号）。

また、出生時に父との法律上の父子関係がなかった子ども（20歳未満の者）が、出生後に日本人父から認知された場合には、法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得することができる（国籍法第3条）。

さらに、上記のいずれによっても日本国籍を取得することができなかった場合には、帰化により国籍を取得する方法があり、その場合は帰化の条件が緩和されている（国籍法第4条、同法第6条第2号、同法第8条第1号及び同条第4号）。

2009年1月1日に改正国籍法が施行された後本年4月30日までの間に、国籍法第3条に基づき日本国籍を取得した子ども（20歳未満）の数は、3,250人であり、このうち国籍法の改正により新たに日本国籍を取得することになった子どもの数は、1,754人である。

第11条：相当な生活水準の権利

問19. 不均衡に貧困にさらされている母子家庭及び単身高齢女性世帯を支援するために取られている施策の影響に関する情報を提供願いたい。

(答)

母子家庭の自立支援策については、

- ①子育て・生活支援（保育所の優先入所や母子生活支援施設などの住まいの確保など）
- ②就業支援（母子家庭等就業・自立支援センターによる相談、高等技能訓練促進費などによる資格の取得支援など）
- ③養育費の確保（養育費相談支援センター等における相談、情報提供等）
- ④経済的支援（児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金）

の4本柱により、就業・自立に向けた総合的な支援を推進している。

例えば、離婚による母子家庭等を支給対象とする児童扶養手当は、月額41,430円（全部支給、児童1人の場合）を支給するもので、2012年3月末現在で1,071,466人（東日本大震災の影響により郡山市及びいわき市以外の福島県を除く）に対し支給されている。

貧困世帯に対する支援について、利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する日本国民に対しては、生活保護法により、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助等を行っている。

被保護世帯（2010年7月時点）のうち、母子世帯は10万世帯、単身女性の高齢者世帯（65歳以上）は30万世帯となっている。

※世帯類型の定義

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満（2005年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

高齢者世帯：男女とも65歳以上（2005年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

問20. 東日本大震災を含む震災の被災者の生活を支援するために取られている施策の情報を提供願いたい。また、避難計画及び別の場所への移住の計画の実施が、避難者、特に高齢者、障害者、子ども及び妊婦といった弱い立場に置かれている人々の要望をどのように考慮したか示されたい。

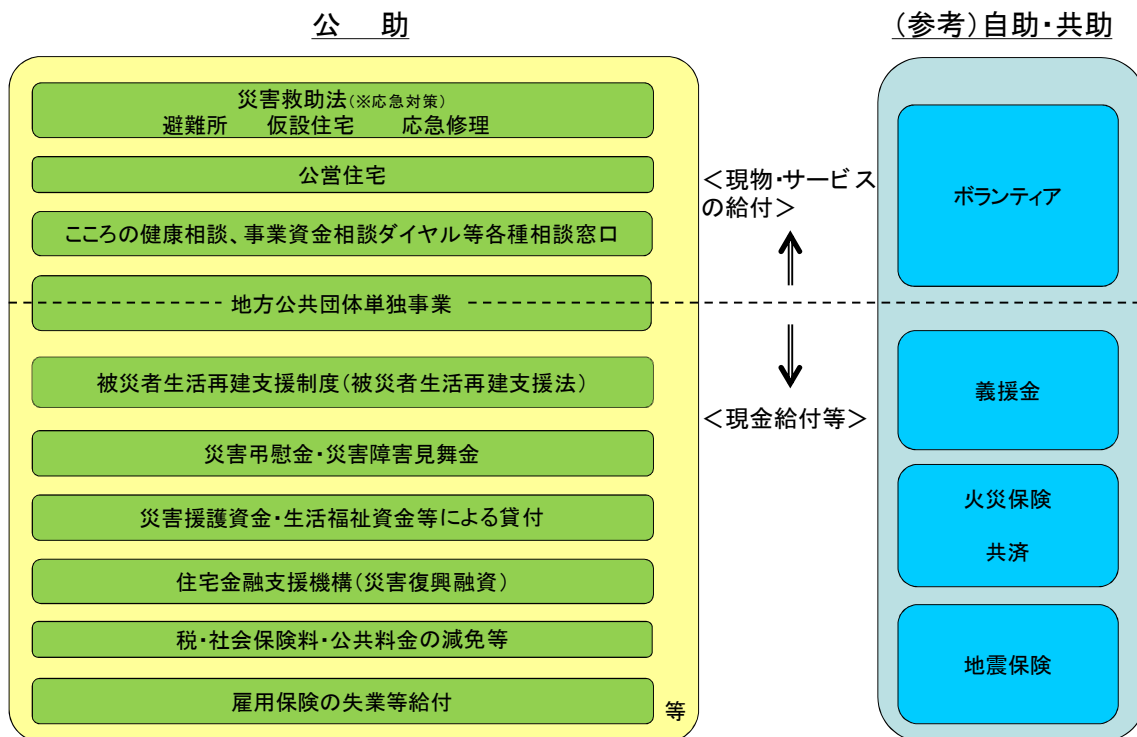
(答)

被災者の生活再建を支援するため、我が国では、被災者自身の自助努力の能力に応じて、さまざまな制度が整備されている。

たとえば、自らの資力で生活再建が可能な場合には、災害復興融資などの融資を中心とした支援も整備されており、一方、自らの資力で生活再建を果たすことができない場合には、公営住宅等の公的住宅の提供、災害援護資金・生活福祉資金の貸付や各種公共料金の減免、また、国税・地方税の減免なども多くの被災者を対象に行われている。

また、災害により死亡した方の遺族に対して支給される災害弔慰金、災害により重い障害を受けた方に対して支給される災害障害見舞金の制度や自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金が支給される被災者生活再建支援制度も設けられている。(下図参照)。

<自然災害による被災者に対する支援等>



さらに、政府としては、東日本大震災の被災者の方々に対し、生活を支援するための施策の情報提供を、以下の形で行っている。

(具体例)

- ・「生活・事業再建ハンドブック」の発行
- ・「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」の作成
- ・「復旧・復興支援制度検索サービス」の活用 など

内閣府としては、高齢者や障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援や避難生活上の配慮は、重要な課題と認識しており、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により、市町村に要援護者名簿の作成、要援護者の避難支援に係る全体計画及び要援護者一人一人の個別計画の策定を促してきている。

具体的には、これまで避難所において、要援護者は必要な支援に関する相談等がしにくく、一方、避難所の責任者や市町村も、避難所における要援護者のニーズの把握や支援の実施が不十分となる傾向にあったことも踏まえ

- ・市町村の災害時要援護者支援班等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、

そして避難支援者の協力を得つつ、各避難所に要援護者班（仮称）を設けること

- ・災害時に、要援護者班は、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること
- ・その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置すること等の配慮を行うこと

としている。

また、要援護者の避難所での生活を向上するため、

- ・要援護者班は、災害時に教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を進めること
- ・市町村の災害時要援護者支援班、施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等は協働して、施設の状況、要援護者に配慮した施設の利用方法について平常時から確認・改善しておくこと

としている。

併せて、市町村、都道府県は、要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である社会福祉施設、特別支援学校等の既存施設を活用するなど、福祉避難所となり得る施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）を取りまとめて周知を図り、要援護者が自分に合った避難所を選択できる状況となるように努めることとしている。

また、政府が決定した、国による復興のための取組みの全体像である「東日本大震災からの復興の基本方針」（2011年7月決定）において、「まちづくりにおいて、協議会等の構成が適切に行われるなど、女性・子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める」こととしており、地方公共団体に対して、この基本方針の趣旨について周知を図ったところである。

さらに、東日本大震災で住宅を失われた被災者の方々のうち、自力で住宅を確保することが困難な方については、災害公営住宅の供給等を進めるとともに、自力で住宅を再建しようとする方に対しては、新たに住宅を建設する場合の住宅融資について、金利引下げなどの支援を行っているところである。

問 2 1. 特に、高齢者といった恵まれない非主流とされる人々のために、その保有権の法的保証を含む適切かつ手頃な住居へのアクセスを確保するために行われている具体的な措置に関する情報を提供願いたい。また、どのような状況下で立ち退きが行われるかという定義を定めている法規定の緩和に関する情報及び高齢者といった弱い立場に置かれている個人及び集団の住居の権利への影響に関する情報を提供願いたい。

(答)

高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等の住宅の確保に特に配慮を要する者がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すこととしている。

また、公営住宅法においては、一定の基準を超える収入がある時に入居者は当該公営住宅を明け渡すよう努めること等となっているところ、この入居収入基準については、2012年度から地域自主一括法により、事業主体である地方公共団体が条例で定めることができることとなっており、地域の実情に応じ、事業主体の裁量で一定の緩和ができることとなっている。

問 2 2 . 2 0 0 7 年 の ホ ー ム レ ス に 関 す る 全 国 的 な 調 査 の 結 果 に 関 す る 情 報 、 並 び に 、 ホ ー ム レ ス の 自 立 の 支 援 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 及 び 2 0 0 8 年 に 改 正 さ れ た ホ ー ム レ ス の 自 立 の 支 援 等 に 関 す る 基 本 方 針 と い っ た 施 策 が ホ ー ム レ ス の 減 少 に 及 ぼ す 影 響 に 関 す る 情 報 を 提 供 願 い た い 。 さ ら に 、 立 ち 退 き 及 び ホ ー ム レ ス に 関 す る 統 計 的 情 報 が 存 在 し な い 中 で 、 恵 ま れ な い 非 主 流 と さ れ る 人 々 の 住 居 の 権 利 の 実 現 は ど の よ う に 政 府 に よ っ て 確 認 さ れ て い る か 示 さ れ た い 。

(答)

ホームレス対策については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」等の趣旨を踏まえ、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進しているところである。

(主な施策)

- ・ ホームレス総合相談推進事業
- ・ ホームレス緊急一時宿泊事業
- ・ ホームレス自立支援事業
- ・ NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業

2012年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」では、全国で9,576人のホームレスが確認されたが、2007年に実施した調査結果と比較すると8,988人減少しているところである。この減少要因について、経済や雇用情勢によるところもあるので、政策的な要因を定量的に判断することは難しいが、これまで講じてきた施策の効果が一定程度表れているものとする。

(参考) 全国のホームレス数の推移

調査年	2007年	2012年
人数	18,564	9,576人
(対2007年)	人	▲8,988
	—	

さらに、政府としては、地方公共団体による公営住宅ストックを活用したホームレス対策実施例の把握に努めているところである。

第 12 条：身体及び精神の健康の権利

問 23. 原子力発電所の事故の予防のための計画を見直し、強化するために取られている手段及び福島第 1 原子力発電所の事故を含む原子力事故により影響を受けた人々の健康の権利を保護し、充足させるために取られている施策を委員会に情報提供願いたい。

(答)

2012年6月20日に、「原子力規制委員会設置法」が国会で可決・成立し、同年9月19日に、環境省の下に「原子力規制委員会 (Nuclear Regulation Authority: NRA)」が新設された。当委員会は、経済産業省から原子力安全規制部門を分離し、独立性の高い組織であり、原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素の規制等、原子力規制業務を一元的に担うものとなる。

規制制度それ自体についても、今般の事故のような重大事故を二度と起こさぬよう、重大事故対策を抜本的に強化することとしている。万一事故・故障が起きても放射性物質が異常に放出するような重大事故に発展しないように多様かつ重層的な対策を安全規制で求める。また、最新の知見を規制に反映し、既存の施設に対しても適合を義務づける、いわゆるバックフィット制度を導入する。さらに、40年の運転期間制限が導入され、40年を超えて運転する原子炉の認可基準に関して、今後、科学的・合理的に検討していくことになる。

(参考) 原子力規制委員会設置法の概要

1. 原子力規制委員会の組織及び機能

- 環境省の外局として、原子力規制委員会を設置
(委員長及び委員4名は、国会同意を得て、総理が任命)
- 原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置
- 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化
- (独) 原子力安全基盤機構 (JNES) を所管
(必要となる法制上の措置を速やかに講じて、JNESを原子力規制庁に統合)

2. 原子力安全規制の転換

- 重大事故対策の強化
- 最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度）
- 40年運転制限の導入 等

3. 原子力防災対策の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、関係機関との連携の下で原子力防災対策を推進
- 原子力災害対策指針の法定化
- 原子力災害対策本部の強化、緊急事態解除後の事後対策の円滑化
- 緊急時における原子力災害対策本部長（総理）の権限を明確化

また、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国では、2011年度第二次補正により、福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し全面的に県を支援している。

県では、この基金を活用して、全県民（約202万人）を対象に県民健康管理調査を実施し、被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行うこととしている。特に、震災時に18才以下の全ての方を対象に甲状腺の超音波検査を実施することとしている。

さらに、同県が主催する「県民健康管理調査」検討委員会に国もオブザーバーとして参加してきたところであるが、第8回検討委員会（2012年9月11日）より、環境省から環境保健部長が検討委員会の委員として出席している。

問24. ますます高くなる健康保険料を考慮し、収入の水準に拘わらず、十分な健康管理のサービスへの平等なアクセスが保障されるよう取られている施策に関する情報を提供願いたい。

(答)

日本は国民皆保険制度を採用しており、国民すべてが公的な医療保険に加入し、病気やけがをした場合に「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険を使って医療を受けることができることとされている。

国民健康保険料は、所得が一定水準以下の場合には、保険料を軽減する制度があり、所得に応じ最大応益割分の7割を軽減することとしており、さらに、保険料賦課後に事業の休廃止や病気など、保険料を納めることができない特別な事情がある場合には、条例に基づき、市町村の判断で減免を行うことも可能となっているなど、低所得者の方々の負担に配慮しているところである。

問25. 医療費の財政支出を削減する政策決定の後、政府がどのように医療措置、医療サービス及び医療従事者へのアクセスを確保しているのか情報提供願いたい。

(答)

国民一人一人が適切な医療サービスを受けられる体制を構築するため、

- ・ 医学部定員の増員（2012年度は定員を68名増員し、過去最大規模の定員を実現）
 - ・ 地域医療提供体制の再構築（2010年度補正予算にて、地域医療再生基金を2,100億円積増しを実施）
 - ・ 医師派遣機能の強化（2011年度より、地域医療センターにおける地域の医師不足病院の医師確保支援を実施）
 - ・ 在宅医療・介護の推進（2012年度予算において、在宅医療連携拠点のモデル事業に約21億円を確保）
- などの取組を実施している。

2010年度診療報酬改定においては、国民に質の高い医療サービスを確保できるよう、①救急、産科、小児、外科等の医療の再建や②病院勤務医の負担軽減を重点課題として改定を行った。

また、2012年度診療報酬改定においては、①急性期医療などの適切な提供に向けた病院勤務医などの負担の大きな医療従事者の負担軽減や②医療介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化及び在宅医療の充実を重点課題として改定を行った。

問26. 高い自殺率に対処するために政府において採用された健康管理施策に関する情報を提供願いたい。また、社会的理由による入院の継続を防ぐため、精神科病院の元患者について一般社会に受け入れる準備をするための施策について示されたい。

(答)

自殺総合対策大綱(2012年8月28日閣議決定)では、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、地域・学校における心の健康づくり推進体制の整備及び大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進等を設定している。

また、2006年4月の障害者自立支援法の成立により、精神障害者が受けられる地域生活支援のためのサービスが拡充した。

(参考) 障害福祉サービスの利用者全体で42.9%増加している一方、精神障害者の利用者数は150.0%の増加。

・利用者数：

2007年11月44.8万人→2011年11月64.0万人(+42.9%)

・利用者数のうち、精神障害者数：

2007年11月4.0万人→2011年11月10.0万人(+150.0%)

さらに、2012年4月からの障害者自立支援法の改正により、

① 住まいの調整を含めた退院支援を行う「地域移行支援」、

② 24時間の相談支援体制を備えた「地域定着支援」、

をサービスメニューに追加する等、福祉面での相談支援の充実が図られている。

一方、医療面でも、アウトリーチ(訪問支援)を推進するなど、精神障害者やその家族を支える体制の充実を図っている。

※2011年4月から、精神障害者アウトリーチ推進事業を行っており、病状が不安定な在宅精神障害者を、医療を含む多職種チームによる訪問や相談等で支援している。

精神障害者の地域移行や地域生活を支援するに当たっては、医療サービス、福祉サービス及び保健所の活動が密接に連携して提供されることが必要であり、そのような体制を整備することが重要であると考えている。

第13条及び第14条：教育の権利

問27. 教育費の負担増加の問題に対処するために取られている施策に関する情報を提供願いたい。

(答)

親の経済状況などにかかわらずすべての意志と能力ある者が充実した教育を受けられ、自立を図ることができるよう、国として各種支援策に取り組んでいる。

(就学前段階の主な取組)

- 就園奨励事業を実施する地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助。
 - ・幼稚園就園奨励費補助

(初等中等教育段階における主な取組)

- 日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条に基づき、国公立学校における義務教育は無償（授業料不徴収）で実施しているほか、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律に基づき、義務教育諸学校における教科書を見学・生徒に無償で給与。
 - ・教科書無償給与制度 など
- 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市区町村等が実施している学用品費、医療費、学校給食費等の援助にかかる所要経費の一部を国が補助。
 - ・就学援助制度
- 公立高等学校の授業料を無償にするとともに、私立高等学校等の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給。
 - ・公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金
- 経済的理由から授業料の納付が困難となった私立高等学校等の生徒に対し都道府県が行う授業料軽減措置の助成額の一部（2分の1以内）を補助。
 - ・私立高等学校等の授業料の減免

○経済的理由により修学困難な高校生に対して、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施してきた高校生に対する奨学金事業について都道府県に移管（国は移管に伴い資金を一定期間交付）し、従来から各都道府県が実施してきた奨学金事業とともに、各都道府県で実施。

- ・ 都道府県奨学金事業

○特別支援学校等の在籍児童生徒の通学費、教科用図書購入費等就学に必要な経費を援助。

- ・ 特別支援教育就学奨励費負担等

（高等教育段階の主な取組）

○意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるようにするため、授業料の免除・減免の実施。

- ・ 国公立大学の授業料免除

○意欲と能力ある学生等が経済的にも自立し安心して勉学に励めるようにするとともに、教育の機会均等及び人材育成の観点から奨学金事業を実施。

- ・ 大学等奨学金事業の充実

（その他の主な取組）

○中学校修了前の児童の父母等に児童手当等を支給。

- ・ 2012年度からの児童手当

なお、日本政府は、本規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を2012年9月11日に国連事務総長に通告した。

問28. 少数民族及び移住労働者家族に属する子ども、特に在日韓国・朝鮮人の子どもに対する持続的な差別に対処するために取られている施策の影響に関する情報を提供願いたい。また、公立学校における母語、母文化に関する教育も含め、それらの子どもたちに教育の機会を保障するために講じられている施策について示されたい。少数者の学校に対する政府によって給付される経済的支援に関する詳細な情報を提供願いたい。

(答)

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する差別待遇に関する問題について、1年を通じて全国各地で啓発活動を実施している。

また、法務省の人権擁護機関では、人権相談等で、外国人であることを理由とした差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められた場合は、行為者に対し人権尊重思想の啓発を行うとともに、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じている。

なお、外国人に対する差別待遇に関する人権侵害事件の開始件数は、以下のとおりである。

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
外国人に対する差別待遇に関する人権侵害事件数 (開始件数)	115	97	99	80	69

現在、我が国の小・中・高等学校等においては、学習指導要領に基づき、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間などを通じて国際理解教育が実施されており、子どもたちの国際的視野を広げ、外国人も含めた異なる習慣や文化を持った人々を理解し、共に生きていくための資質や能力を育成している。

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約等も踏まえ、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

また、高等学校についても、学校教育法の下、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者は、人種、国籍等いかなる差別なく、入学資格が認められている。

高等学校については、家庭の教育費負担の軽減のため、2010年度から公立高校の授業料を無償にするとともに、国立・私立高校等の生徒に高等学校等就学支援金を支給する制度を開始しており、この公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第一学年から第三学年）、専修学校高等課程、各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定する学校に在学する生徒であれば、国籍を問わず制度の対象としている。

公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度につき、各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとしては、イ）大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの、ロ）国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの、ハ）イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したものを対象と認めている。

なお、外国人の児童生徒の母語、母文化に関する教育については、地域の実情や当該児童生徒の実態等に応じ、公立学校において、学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間等で取り上げることは可能である。また、課外活動として実施することも可能であり、複数の地方公共団体において実践されているところである。

また、外国人学校は、その一部が各種学校として都道府県知事の認可を受けているところであり、都道府県の自主的な判断で補助金を交付されているところもある。

第15条：文化的権利

問29. 先住民であるアイヌの人々の文化的権利を保障するために、第3回報告提出以降に取られた施策（アイヌ語の使用及び学習を促進するため、また、アイヌの生活様式を促進・保護するために政府が取った施策を含む）について情報提供願いたい。

（答）

1997年、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律が施行され、同年設立された、アイヌ文化の振興等を図るための事業を実施する「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」（アイヌ文化振興財団）を同法の指定法人に指定した。

アイヌ文化振興財団では、日本政府の支援を受けて、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発、伝統的生活空間の再生といった事業を実施している。特にアイヌ語の振興については、指導者育成や教材作成、ラジオを含むアイヌ語講座の開催等を行っている。また、アイヌ文化の振興として、生活文化の再現マニュアルの作成、口承文芸の伝承者や木彫等の伝統文化の指導者育成、伝統工芸の複製・展示・公開の助成等を行っている。さらに、自然とのかかわりの深いアイヌ文化の伝承活動に必要な自然素材の育成、アイヌ文化全般にわたる伝承者の育成といった、伝統的生活空間の再生事業も行っている。

一方、2009年の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告で提言された「民族共生の象徴となる空間」は、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとなることが期待されており、現在、政府を中心に、構想の具体化に向けた検討を進めている。

また、2009年2月にユネスコが、アイヌ語を含む国内の8つの言語・方言が消滅の危機にあると発表したことを受けて実態などの調査研究を行った。この調査研究において、アイヌ語については、アイヌ語の特徴、危機の程度、アイヌ語に関する資料、アイヌ語教育の状況についてまとめており、文化庁ホームページで、その調査結果を公開している。

問30. 沖縄の人々の文化的遺産を促進・保護するために取られた施策について示されたい。

(答)

沖縄振興特別措置法（2002年法律第14号）においては、第2条で「国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては…沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用……に配慮する」旨規定されるとともに、第84条において「国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。」と定められている。

また、沖縄の振興の意義及び方向に関する事項等について定めている沖縄振興基本方針（2012年5月11日内閣総理大臣決定）においては、沖縄独自の文化の保全・継承等に取り組むものとされている。

具体的には、文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6分野を文化財として定義するとともに、これらの文化財の保存に必要な技術及び埋蔵文化財も保護の対象としている。

国においては、これらの文化財のうち重要なものを、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録するとともに、有形の文化財の場合には保存修理、公有化等に対し補助しており、また、無形の文化財の場合は、伝承者の養成、記録の作成等に対し補助するなど、その保護に必要な措置を講じている。

沖縄県内の国指定等文化財においても、他の都道府県と同様に保護のための措置を実施している。

(了)